

気候変動の影響への適応計画について

環 境 省

- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書において、気候変動は全ての大陸と海洋にわたり、自然及び人間社会に影響を与えること、将来、温室効果ガスの継続的な排出によって、気候変動がさらに進行し、人々や生態系にとって深刻で不可逆な影響が生じる可能性が高くなること、このため、気候変動に対し、緩和とともに適応を進める必要があることが示された。
- 我が国においては、第四次環境基本計画（平成24年4月閣議決定）において、「影響の把握・科学的知見の収集に努めるとともに、それらの情報の共有を図っていく。また、短期的影響を応急的に防止・軽減するための適応策の取組を推進するとともに、中長期的に生じ得る影響の防止・軽減に資する適応能力の向上を図るための検討を行い、その成果を関係府省・地方公共団体で共有し、活用すること等により、適応策の取組の支援を図っていく。」こととした。
- その後、「政府全体の適応計画策定に向けて、専門家による温暖化影響予測評価のための会議を設置し、我が国の温暖化とその影響の予測・評価を実施」（平成25年版環境白書（平成25年6月閣議決定））するとされたことを受け、中央環境審議会での議論が行われ、平成27年3月、「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」（以下「気候変動影響評価報告書」という。）が取りまとめられた。
- 国際的には、総理が、平成26年9月に開催された国連気候サミットにおいて「適応イニシアチブ」を発表し、「我が国が適応計画の経験を踏まえ」途上国を支援していくことを表明した。
- こうしたことを踏まえ、「平成27年夏頃をめどとして、政府全体の適応計画策定を予定」（平成27年版環境白書（平成27年6月閣議決定））しているところ、気候変動影響評価報告書で示された様々な分野における気候変動の影響を踏まえつつ、政府全体として、整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、できるだけ早期に、「気候変動の影響への適応計画」を取りまとめる必要がある。